

届出受理医療機関一覧表

処理年月日 [令和 8年 1月21日 から 令和 8年 1月26日 医科] 令和 8年 2月12日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01・1962・5 医機熊962	御幸病院	〒861-4172 熊本市南区御幸笛田6-7-40	186	感染対策向上加算2 (感染対策2)第38号 届出を行う加算:連携強化加算 届出を行う加算:サーベイランス強化加算 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
01・2082・1 医機熊1082	上熊本内科	〒860-0079 熊本市西区上熊本1-3-4	19	時間外対応加算3 (時間外3)第682号 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
01・2435・1 医機熊1435	石原・伊牟田内科	〒862-0950 熊本市中央区水前寺2丁目19-8	19	地域包括診療加算 (地包加)第367号 地域包括診療加算の区分:地域包括診療加算2 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
01・2651・3 医機熊1651	堤整形外科クリニック	〒862-0971 熊本市中央区大江1-20-2		運動器リハビリテーション料(I) (運I)第277号 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
04・1145・1 医機荒145	佐藤眼科・内科	〒864-0041 荒尾市荒尾4160-270		時間外対応加算1 (時間外1)第483号 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
14・1068・4	篠崎内科クリニック	〒869-0511 宇城市松橋町曲野字南田2275番地1		情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信)第218号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第1262号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 二次性骨折予防継続管理料3 (二骨継3)第178号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 ニコチン依存症管理料 (ニコ)第419号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 がん治療連携指導料 (がん指)第874号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 (電情)第260号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算 (遠隔持陽)第192号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 CT撮影及びMRI撮影 (C・M)第600号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 今回の届出の区分:新規届出 撮影に使用する機器:16列以上64列未満のマルチスライスCT

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 1月21日 から 令和 8年 1月26日 医科]

令和 8年 2月12日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
15・1002・0 医機阿蘇2	医療法人社団大徳会 大阿蘇病院	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地5 8 3 3	149	療養病棟入院基本料 (療養入院) 第43号 病棟種別:療養 病棟数:2棟 病床数:97床 区分:入院料1 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (心Ⅱ) 第37号 初期加算及び急性期リハビリテーション加算届出:有 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) (呼Ⅰ) 第130号 初期加算及び急性期リハビリテーション加算届出:有 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
19・1006・3 医機合6	平瀬内科医院	〒861-1112 合志市幾久富1 9 0 9 - 2 2 7	19	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算 (遠隔持陽) 第193号 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日
19・1058・4	みずの内科・血圧心臓 クリニック	〒861-1115 合志市豊岡2 0 0 0 番1 0 7		外来感染対策向上加算 (外来感染) 第454号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1259号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第418号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算 (遠隔持陽) 第191号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (外在ベⅠ) 第934号 算定開始年月日:令和 8年 1月 1日
20・1012・9 医機天草12	開内科医院	〒861-6551 天草市下浦町2 0 9 0 - 1	15	有床診療所入院基本料 (診入院) 第872号 病床区分:一般 病床数:15床 区分:入院基本料1 夜間看護配置加算:夜間看護配置加算2 看取り加算:有 有床診療所急性期患者支援病床初期加算:有 算定開始年月日:令和 8年 2月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 1月21日 から 令和 8年 1月26日 医科]

令和 8年 2月12日作成 3 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
28・1185・6	嘉島さいとう内科クリニック	〒861-3106 上益城郡嘉島町上島2 2 9 9 - 1		情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信) 第217号 外来感染対策向上加算 (外来感染) 第455号 連携強化加算 (連携強化) 第176号 サーベイランス強化加算 (サ強化) 第48号 抗菌薬適正使用体制加算 (抗薬適) 第8号 医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1260号 時間外対応加算3 (時間外3) 第681号 短期滞在手術等基本料1 (短手1) 第134号 がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼) 第228号 外来データ提出加算 (外データ提) 第46号 がん治療連携指導料 (がん指) 第873号 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 (電情) 第259号 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (外在ベⅠ) 第935号
71・1048・6	くまもと在宅クリニック	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁 目4 8 番3 3号		外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (外在ベⅠ) 第937号
71・1120・3	あざがおクリニック熊本 本院	〒860-0811 熊本市中央区本荘1丁目 1-1-1 くすのきテラス1F		情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信) 第219号 時間外対応加算1 (時間外1) 第480号 がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼) 第229号 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) 第164号 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 (在医総管1) 第720号 在宅がん医療総合診療料 (在総) 第466号

届出受理医療機関一覧表

処理年月日 [令和 8年 1月21日 から 令和 8年 1月26日 医科] 令和 8年 2月12日作成 4 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
71・1123・7	水前寺在宅クリニック	〒862-0950 熊本市中央区水前寺3丁目12-17		機能強化加算 (機能強化) 第642号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第1263号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 時間外対応加算1 (時間外1) 第481号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所 (支援診2) 第116号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 在宅患者訪問診療料(I)の注13(在宅患者訪問診療料(II)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) 第165号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 (在医総管1) 第719号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算 (医情連) 第47号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日 外来・在宅ベースアップ評価料(I) (外在ベI) 第936号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日
73・1027・6	佐藤眼科 熊本	〒860-0047 熊本市西区春日3丁目24番地1号JR熊本春日北ビル1階		時間外対応加算1 (時間外1) 第482号 算定開始年月日: 令和 8年 2月 1日
81・1126・9 熊公126	熊本大学病院	〒860-0811 熊本市中央区本荘1-1-1	845	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(過活動膀胱) (仙神交勝) 第4号 算定開始年月日: 令和 8年 1月 1日
82・1006・1 熊公6	国民健康保険天草市立河浦病院	〒863-1215 天草市河浦町白木河内223-11	50	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 (電情) 第261号 算定開始年月日: 令和 8年 2月 1日
82・1168・9 熊公168	上天草市立上天草総合病院	〒866-0202 上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	165	医師事務作業補助体制加算1 (事補1) 第64号 算定開始年月日: 令和 8年 2月 1日 ① 以下の②以外の病床 配置基準: 20対1補助体制加算